

令和3年度 日野市手数料、使用料等検討委員会会議録【要点】

1. 日 時：令和3年5月20日（木）～（書面開催）
2. 場 所：書面開催
3. 出席委員：谷井委員長、杉崎職務代理、小林委員、滝澤委員、比留間委員（5名）
欠席委員：山本委員（1名）
4. 事務局：高原企画経営課主幹、谷口係長、高橋主任
5. 議事等（書面、郵送、メールにて実施）
説明等
議事（1） 委員長及び職務代理の選出
議事（2） 調査検討事項第1号
議事（3） 報告書及び委員会としての総括の確認

≪議事資料等≫

- 【資料1】「日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱」
- 【資料2】「令和3年度日野市手数料、使用料等検討委員会名簿」
- 【資料3】【調査検討事項第1号】「(仮称)南平体育館の設定案について」
- 【資料3-2】【調査検討事項第1号】「(仮称)南平体育館の設定案について」(追加資料)
- 【資料4】「資料3 補足説明資料」
- 【資料5】「日野市手数料、使用料等の見直し基準」

説明等

- 委嘱状交付
- 委員自己紹介
- 事務局及び説明員紹介
- 全体スケジュール説明

議事（1）委員長及び職務代理選出

【決定方法】

- 要綱第3条の規定により、委員長は委員の互選で、職務代理は委員長からの指名により決定することとされている。
- 委員長については、各委員から立候補又は推薦をしていただき、多数決で決定することとする。
 - ・立候補 なし
 - ・推薦 以下のとおり

推薦委員名	理由・ご意見
谷井 良 委員	前回委員長を務めていただいた谷井 良 委員が相応しいのではないかと思います。
谷井 良 委員	委員長は谷井先生にお願いしてください。
谷井 良 委員	一昨年担当くださったときに、丁寧に意見をまとめてくださったり、進んでくださったので、適任と思われます。委員のご経験も長く、日野市にてフィールドワークをなさっているため。
杉崎 耕一 委員	杉崎様は多くの日野市の委員会委員を歴任されてきました。行政について博識であり、日野市の行政についても精通されています。長年、日野市手数料、使用料等検討委員（副委員長）をお努めになり、今までの経緯も十分理解されています。委員長として適任だと思いますので、ご推薦申し上げます。
杉崎 耕一 委員	面識は御座いませんが・・・日野市のために活躍されて居られる御様子、頂いた情報から適任だと思います。

○委員長は谷井委員に決定。

○職務代理は谷井委員長からの指名で杉崎委員に決定。

議事（２） 調査検討事項第1号

○今年度の調査検討事項である「(仮称)南平体育館」について、委員の皆様には、当該施設の使用料設定案が適当であるか否かのご意見をいただいた。

○使用料設定案は「日野市手数料、使用料等の見直し基準」に基づいて算出したものである。委員の皆様には資料3～5を確認いただき、適当か否かについて判断いただいた。

○質問については質問票を收受し、回答を全委員に共有した。質問及び回答は以下のとおり。

No.	質問内容	回答	回答課
1	ア 日野市体育施設条例表第3（第8条関係）の1の日野市立南平体育館使用料による貸切使用と一般使用の区分があるが（仮称）南平体育館の設定案にはその様な区分はないのか。 イ 一般使用の区分では小人（中学生以下）1回と大人1回の区分があるが（仮称）南平体育館の設定案にはその様な区分はないのか。	ア 団体への貸出しを貸切使用、個人への貸出しを一般使用として貸出ししております。（仮称）南平体育館も同様の区分を設定し貸出す予定です。 イ （仮称）南平体育館も小人（中学生以下）と大人の区分を設定する予定です。大人の料金は資料3改定予定額のとおり300円、そして小人（中学生以下）は100円と設定いたします。	文化スポーツ課
2	（仮称）南平体育館は使用料の改定では無く、新設として新たに設定するとの事だが、以前の南平体育館と類似している施設（弓道場や多目的ルーム）等も設置されている事から、同様の施設との使用料の比較を参考としたので可能ならば旧南平体育館の使用料に関する資料をいただきたい。 （日野市手数料、使用料等の見直し基準2基準額の算定から改定までの流れ（2）激変緩和措置（改定上限額の設定）の参考にしたい為。） 【事務局追記】委員と質問の趣旨について話しました。（仮称）南平体育館は旧南平体育館とは全く別物の施設と言えそれまでだが、弓道場など同じ施設があった訳で、当時から使っている人からしたら激変緩和措置を考えたのかと思われる人もいるかもしれない（急に高くなったと思われる人もいるかもしれない）ので、参考に旧の使用料と激変緩和措置を考えたのかといったことも知りたいとのことでした。	市立南平体育館の使用料は別表のとおりです。 なお、(仮称)南平体育館の使用料は平成30年策定の『日野市手数料、使用料等の見直し基準』に則り、新たな料金設定をしております。基準に則り基準額を算出しましたが、近隣の同様の施設の使用料と(一社)日野市体育協会の加盟団体へのヒアリングの結果を踏まえて、最終的な料金を算定いたしました。	文化スポーツ課
3	南平体育館は、現況、仮称ですが・・・正式名称は、誰がいつ決めるのですか？	令和3年9月議会において該当体育館の設置条例について議案を提出するため、その期間までに市が正式名称について決定します。なお、将来のネーミングライツの導入を見込んで愛称はつけません。	文化スポーツ課
4	ネーミングライツの様な事は検討されていませんか？まあ、公募に依る企業があるかは別問題ですが。	令和2年度に企画部局において、公共施設におけるネーミングライツサウンディング調査を実施した結果、積極的にネーミングライツに関心を示した企業はありませんでした。ただし、今後もネーミングライツの導入も視野に入れ、企画部局を含めて検討してまいります。	文化スポーツ課
5	◇例えば多目的ルーム1の場合 午後2夜午後3の2時間で1200円で、午前や午後1の3時間で1900円はどのような算定基準なのでしょう。 (3時間1800円ではない理由) 午前や午後1は利用率の高い時間のため、上記の算定基準になるのでしょうか。	1㎡1時間あたり単価に、部屋面積と使用時間と利用者負担割合をかけて基準額をだし、午後2と午後3は1,274円、午前と午後1は1,911円となりました。それぞれ100円以下を切り捨てて午後2と午後3は1,200円、午前と午後1は1,900円としました。	文化スポーツ課
6	◇駐車場の15分までは無料というのは、ほかの市内の駐車場と同様適用されますか？	市の市内公共施設の有料駐車場と同様に、最初の15分までは無料の運用を予定しております。	文化スポーツ課
7	コロナ対策などで、経費などは負担が多くなってきているのでしょうか。またそのことによって算定基準に影響はあるのでしょうか。	必ずしもコロナ対策により経費の負担が増えるとは言えません。施設によっては、コロナ対策により施設を休館することもあり、経費よりも収入や利用率の低下が大きな不安要素となっています。 使用料の算定基準については、新型コロナウイルス感染拡大対策などによって算定基準を変更することはありません。社会的状況いかにかわらず、人件費や物件費等の年間の維持管理経費を根拠に算定します。	企画経営課
8	16ページの最終行にある「日野市消費税対策本部」のメンバーはどのような方で、どのような権限などがある対策本部なのでしょう。	【目的】 消費税の導入に伴う様々な影響を調査し、その対策を講じて市民生活の安定と行政の円滑な運営を図る。 【メンバー】 市長、副市長、企画部長、総務部長、市民部長、環境共生部長、まちづくり部長、産業スポーツ部長、健康福祉部長、子ども部長、教育部長、市立病院事務長 【権限（所掌事項）】 ・消費税の導入、税率改定に伴う市民生活及び市行政への影響の調査に関すること ・日野市の対応策の検討及び策定に関すること	企画経営課
9	管理方法で指定管理者を導入しない意図は何ですか？	新規の体育施設の立上げであることから、長期的・継続的に利用状況等を市が積極的に把握し、管理実施方法を詳細にデータ化する必要があるため、指定管理を導入せず、業務委託を採用しています。令和6年度までに施設の特長、運用状況、利用者の意見、地域の要望などを詳細に検証し、定量的、定性的なデータを収集し、管理・運営の基本方針及び設備取扱いなどのマニュアル化を確立したうえで、令和7年度以降の指定管理者制度の導入を含めた管理実施方法の方向性を定めていきます。	文化スポーツ課
10	資料3について、2ページの設定理由の説明；積算結果、云々・・・減額された理由を利用者の負担を考え、とあります。しかし、これは合理的では無いですね。計算しますと、全てが20%弱の減額に成っていますよね。この減額率は、何に基づいていますか？	アリーナの貸切使用について、基準額を近隣の同様の施設と比較したところ金額に乖離があったため、面積・時間を揃えた近隣の同様の施設の金額と基準額の平均値を算出して使用料を設定いたしました。 アリーナの一般使用と弓道場の一般使用について、基準額を近隣の同様の施設と比較したところ金額に大きな乖離はありませんでしたが、(一社)日野市体育協会の加盟団体へのヒアリングの結果を踏まえて使用料を300円と設定いたしました。	文化スポーツ課

質問2別表

日野市立南平体育館使用料

(単位 円)

施設名	区分 時間	貸切使用		一般使用		
		入場料の 類を徴収 しない場 合	入場料の 類を徴収 する場合	小人(中 学生以 下) 1 回	大人 1回	
主競技場	午前(9時～正午)	3,000	6,000	50	100	
	午後(1時～5時)	4,000	8,000			
	夜間(6時～9時)	5,000	10,000			
	全日(午前9時～午後9時)	10,000	20,000			
柔道場	午前(9時～正午)	600	1,200	50	100	
	午後(1時～5時)	800	1,600			
	夜間(6時～9時)	1,000	2,000			
	全日(午前9時～午後9時)	2,000	4,000			
剣道場	午前(9時～正午)	600	1,200	50	100	
	午後(1時～5時)	800	1,600			
	夜間(6時～9時)	1,000	2,000			
	全日(午前9時～午後9時)	2,000	4,000			
弓道場	午前(9時～正午)	600	1,200	50	100	
	午後(1時～5時)	800	1,600			
	夜間(6時～9時)	1,000	2,000			
	全日(午前9時～午後9時)	2,000	4,000			
トレーニング ルーム	午前(9時～正午)	/	/	/	100	
	午後(1時～5時)					
	夜間(6時～9時)					
会議室	午前(9時～正午)	/		/		
	午後(1時～5時)					300
	夜間(6時～9時)					400
	全日(午前9時～午後9時)					500

備考 主競技場の2分の1の使用の際は、当該使用料の2分の1の額とする。
一般使用の場合の1回とは、午前9時から正午まで・午後1時から午後5時まで・午後6時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

○各委員に調査検討いただいた結果、使用料設定案について全委員から「適当である」との判断をいただいた。

○個々の委員からいただいたご意見は以下のとおり。

【使用料の設定手法について】

- ・見直し基準に照らし合わせた上で、近隣の類似施設との比較もして算出された使用料案であり、適当であると思慮する。

- ・今回の設定は個人的には低廉と判断するが、総論は賛成である。市民サービスを考慮すれば今回の設定は無難である。
- ・（仮称）南平体育館は使用料の改定ではなく、新設として新たな料金設定をしているとのことであった。見直し基準に則り基準額を算出し、近隣の同様の施設の使用料と（一社）日野市体育協会の加盟団体へのヒアリングをしたことを踏まえた結果算定されている。よって日野市手数料、使用料等の見直し基準内に設定されており、（仮称）南平体育館の設定案を設定案のとおり設定することが適当である。
- ・利用料の算定では、一部算定基準より低くなっている場合が見受けられたが、他市とのバランス等を考慮等、市民の使いやすさに考慮していることが分かった。
- ・調査検討の過程で行った質問に対する回答も拝見し、設定案に関し、申し上げることはない。

【行財政改革の観点から】

- ・旧南平体育館老朽のため建て替え資金は解体費を含めて約 35 億円超の資金がかかった。市民にとってはプラスの財産となり行政にとってはマイナスの財産と考える。
- ・企業会計と行政会計は異なるが、手数料、使用料等について市民サービスを考慮すれば今回の設定は無難と見るが、約 35 億円の償却は 100 年かかってもできない。そこに 1 億 6000 万円～2 億を超える管理費を見込む。その管理費が高額になるほど建物は 50 年以上使用することができる。
- ・箱物行政の時代が過ぎ、これから多くの施設の修繕、建て替えの時代を迎え、日野市としては予算を毎年アップして計上していかなければならない状況の中、定期的な賃料の見直しが必要となる。
- ・市民の皆さまには意外と日野市の行財政のことは詳細には知らされていないと感じる。職員は経営感覚を持って市民サービスを考慮し、公務に当たってほしいところである。また、市民は市民サービスを求めるのではなく、行政と共に考えて市民と行政は車の両輪として、より良い、より住みよい街づくりに共助で進めてほしいところである。

【新型コロナウイルス感染症に関連した意見】

- ・コロナ禍でも見直し基準の算定基準に変更はないということであるが、コロナ禍での休館の場合もあり、収入や稼働率が低下することが見込まれるので、開館している際には感染予防対策をしっかり行ったうえで、利用率の向上のための市民への体育館の周知を市として行ってほしい。

【見直し基準について】

- ・見直し基準についてはよい作り込みがされており、改めて作成された方々に心からの敬意を申し上げますと共に日野市の一市民としても感謝申し上げます。

議事（3） 報告書及び委員会としての総括の確認

○事務局より委員会へ報告書（案）を提出し、委員長より各委員へ報告書案の内容の確認及び委員会としての総括（全体意見）について依頼を行った。

○確認の結果、報告書案に対する修正のご意見はなかった。

○委員会としての総括は以下のとおり。

- ・使用料案の設定については、見直し基準に則り、近隣の類似施設との比較や（一社）日野市体育協会の加盟団体へのヒアリング等を経てなされており、適当であると考え。但し、今後の管理コストを鑑みると、定期的な使用料の見直しが必要である。
- ・施設の利用者やサービスを受ける市民等にとっては、手数料や使用料が低い金額に抑えられていること、または無料で使用できることが望ましいことではあるが、そのことは全体の税金で負担することを意味する。「見直し基準」に述べられている市の方針にあるように、厳しい財政状況

の中、利用者に一定の額の負担をしていただくのはやむを得ないとする。

- ・新型コロナウイルス感染拡大の収束状況が見えず、経済面の先行きが見通せない状況下ではあるが、市には、手数料や使用料の見直しを常に行いながら、魅力的で質の高い市民サービスと、経営的な視点に立った持続可能な運営の実現を期待するものである。
- ・（仮称）南平体育館が市民に親しまれ、そして愛される施設に成長していくことを心から願う。
- ・今年度の委員会は、本来であれば複数回の対面式の会議において慎重に議論を重ねるべきところ、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が東京都へ発令中であることから、初めて書面会議という形式で行った。書面会議形式での開催については、委員から以下の意見が挙げられた。今後の委員会運営の参考とされたい。
 - 本来は対面による検討委員会により質問等疑義を審議により理解しなかったが、できず難しい面が多々あったが、このような審議方式でも今後は可能性があるのではないかと感じた。
 - 今回コロナ禍による委員会の書面開催ということで、市の方も色々と工夫して下さったが、以前対面で委員として参加させていただいた時より、情報の理解や他委員の方の意見の理解などに対面に比べると一定の難しさがあった。
 - 書面会議形式は対面よりも難しかったという意見があり、今後における万が一の事態のために、Zoom や Teams によるオンライン会議の準備や規程作成もされた方がよいのではないかと。

○委員長より、「委員会へ提出のあった報告書（案）の内容で市長へ報告することとする」とのこと。

○事務局より、報告書は委員会から市長へ提出があったとして収受し、報告書の内容は事務局から市長へ報告すること、市長報告後に市ホームページ等で公表することを委員会へ報告した。